

# 第5期 中小企業 特別高圧電気料金支援金

特別高圧電力にて電力の供給を受けている山口県内の中小企業に対する支援金について、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、第5期の給付を行います。

## 対象期間 ・ 支援金額

電力使用量に応じて以下の単価を乗じた支援金を給付します。

令和8年1月～2月使用分

2.3円／kWh

令和8年3月使用分

0.8円／kWh

[上限額] 1事業者につき、月額700万円

## 第4期支援金を 受給された事業者

第4期支援金を受給された事業者  
(支援対象期間:令和7年7～9月分)  
については、申請手続きが簡略化されます。

事前の給付申請は不要です。  
実績報告書兼請求書を  
下記期間中に申請してください。

## 今回初めて 申請する事業者

まずは給付申請書を提出

### 給付申請期間

令和8年

2月25日(水)～3月31日(火)

消印  
有効

受給資格確認通知が届いた事業者は  
実績報告書を下記期間中に提出してください。

## 実績報告 期間

令和8年

4月1日(水)～5月15日(金)

消印  
有効

# 特別高圧とは

特別高圧とは受給電圧が7000ボルトを超える電力の事です。主に大規模な電力が必要となる施設や工場などで利用されています。

 対象事業者 (下記の各要件を満たす事業者が対象です。)

要件 1

## 山口県内に事業所を有する中小企業者

(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)

要件 2

## 申請日において以下のいずれかに該当する事業者

- (1) 県内に事業所を有し、自ら小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する事業者
- (2) 県内の特別高圧で受電する商業施設  
又は工業団地等に入居し、電力を使用する事業者

大型商業施設の  
テナント事業者等が  
対象となる可能性があります。  
施設の管理者にお問い合わせください

要件 3

給付対象期間の初月における1kWh当たりの電気料金の単価が  
令和4年1月における単価よりも0.8円以上上昇していること

 申請の流れ

申請する事業者  
今回初めて

受給された事業者  
第4期支援金を

対象  
事業者

- 支援対象期間
- ① ホームページから給付申請書をダウンロード
  - ② 給付申請書を作成
  - ③ 給付申請書・添付書類を郵送又は電子申請で提出
  - ④ 受給資格確認通知を発出
  - ⑤ ホームページから実績報告書兼請求書をダウンロード
  - ⑥ 実績報告書兼請求書を作成
  - ⑦ 実績報告書兼請求書・添付書類を郵送又は電子申請で提出
  - ⑧ 給付決定通知を発出
  - ⑨ 支援金の支払

事務局

<詳細は募集要領(事務局ホームページ掲載)または事務局にご確認ください>

問い合わせ先・申請書の提出先

# 中小企業特別高圧電気料金支援金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

 0836-38-5350

 info@yamaguchi-tokukou.jp

お問い合わせの  
受付は  
平日 9:00～17:00

<https://yamaguchi-tokukou.jp>

山口県 特別高圧電気料金支援金



※事業の内容等が変更になることがありますので、ホームページで最新の情報をご確認ください。